

第2子以降の保育料を



世帯収入にかかわらず

無償化します

これまで、保育所等に在籍する就学前児童が2人以上いる場合、認可保育所の保育料が、第2子は半額、第3子以降は無料でした。

令和7年10月から、市独自の取組として、生計を一にする18歳未満の子どもをすべてカウントし、世帯収入にかかわらず、第2子以降の保育料が無料となります。なお、手続きは原則不要ですが、きょうだい別居している場合などは別途手続きが必要になる場合があります。

保育料無償化のイメージ

18歳未満

未就学児（0～2歳児クラス）

9月
までカウント
対象外

第1子

全額

第2子



半額

第3子



無料

10月
から

第1子

カウント
対象

第2子

第3子

第4子

無 料

— 認可保育所 —

認可保育所に通う第2子以降の月額保育料を無償化
※延長保育料、一時保育料は対象外

手続きは**原則不要**

認可外保育所

市の基準に適合する認可外保育所に通う
第2子以降の3歳未満児の利用料を補助
※認可保育所に入所できなかった場合に限りです

〈補助額〉

補助額UP

上限 **36,000**円／月手続きは
必要

世帯収入にかかわらず

対象施設

